

ジョン・ロールズのコミュニティ構想における人びとの関係

—— 卒業論文と「政治的リベラリズム」との対質 ——

中西 亮 太

研究室紀要 第42号 別刷

東京大学大学院教育学研究科 基礎教育学研究室

2016年7月

ジョン・ロールズのコミュニティ構想における人びとの関係

——卒業論文と「政治的リベラリズム」との対質——

中西 亮 太

はじめに¹⁾

J. ロールズ (John Rawls : 1921-2002) は、アメリカの倫理学者・政治哲学者である²⁾。ロールズの死後、1990年代に書かれたとされる宗教観を綴った小論「私の信仰について」(“On My Religion”) (BI収録) が発見された。ロールズの宗教論は、1942年12月にプリンストン大学に提出された学部卒業論文「罪と信仰の意味の考察——コミュニティ概念に基づく一解釈」(“A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith: An Interpretation Based on the Concept of Community”) (BI収録) に遡ることができる。この卒業論文は、各章の間で質に不統一があると言われるが、21歳の「若き情熱と力強い倫理的確信を持って鮮やかに表現され、学識と深い哲学的省察に満ちている」とされる [Cohen and Nagel (2009) : 2]。

本稿の目的は、卒業論文で示されるコミュニティと、『政治的リベラリズム』(*Political Liberalism*) および「公共的理性の観念・再考」(“The Idea of Public Reason Revisited”) で示された後期ロールズのコミュニティを対質することで、後期の「政治的リベラリズム」を明らかにすることにある³⁾。卒業論文を論じた研究は既に見られるが⁴⁾、この対質を通して、ロールズが生涯に渡ってコミュニティや人びとの関係に関心を持っていたことを示すことを試みたい。また、コミュニティに着目することで、ロールズの倫理学的的方法論の一部である「重なり合う合意」(overlapping consensus)の基礎的な考察が可能となる⁵⁾。

本稿は以下のように構成される。第1節では、卒業論文でのコミュニティ観を検討する。ここでは、人びとが「人格的で共同的な関係」(personal and communal relations)と呼ばれるコミュニティの中で存在することが示されるだろう。第2節では、政治的リベラリズムの中でのコミュニティ観を検討す

る。ここでは、「公共的理性」(public reason)に基づく正当化を行うことで形成されるコミュニティを示す。第3節では、二つのコミュニティを対質し、連続性・不連続性を検討する。ここでは、コミュニティ観の構造の連続性が示される一方で、その意味の不連続性が示されるだろう。

第1節：卒業論文におけるコミュニティ

第1項：卒業論文の問題意識

ロールズにとって歴史的に展開された議論の多くは「自然本性的な関係」(natural relations)という枠組みをあらゆる関係解釈に適用することで、本来それとは区別されるべき人格的で共同的な関係を捉えそこねてきた。自然本性的な関係とは、人格(person)を(欲求などを通して)何らかの対象物(object)と結びつける関係観である。しかし、我々が経験する〈我—汝〉(I-thou)の関係は、両者が決して何ものとも替わりえない代替不可能性や唯一無二性が存在する。ロールズは、多くの哲学者や神学者が混同してきた関係観の再考を訴える⁶⁾ [BI : 115]。

ロールズは、再考のために四つの基本前提を提示する [BI : 111-112]。①神は聖書が示す存在であり、キリストの内に現前した。②世界には個性(personality)が実在し、個性を持った唯一無二の人格が実在する。③世界にはコミュニティがあり、個人はコミュニティにおいて人格となる。人格が唯一無二であるようにコミュニティも唯一無二である。④人格的なものおよび共同的なものの領域や特性は自然の領域とは質的に区別される。これらの下、自然本性的な関係には還元し得ない固有の関係観が展開される⁷⁾。

第2項：人格間の共同的な関係

ロールズは、(a) 人格的で共同的な関係、(b) 自然本性的な関係、(c) 因果的な関係(causal relations)

という三つの関係観を提示する。因果的な関係は考察からは外されているものの、各関係は以下のように説明される。

第一の形式 [= (a)] は、二人の人格の間関係である。次に、第二の形式 [= (b)] は、個性がその関係に関わる限りにおいて、人格と何らかの〈もの〉との間関係である。そして第三の形式 [= (c)] は、二つの〈もの〉の間関係である。したがって、ある「我」とある「汝」の関係は人格的な関係であり、欲求する「我」と食べ物や飲み物のような欲求される〈もの〉との関係は自然本性的なものである。さらに、食べ物や飲み物とそれが置かれるテーブルとの関係のように、何らかの二つの〈もの〉に成立する関係は因果的なものである [BI : 114]。

前項でも述べたように、ロールズは、自然本性的な関係をあらゆる関係解釈に適用することを批判し、人格的で共同的な関係を提示する。ここで注意しなくてはならないことは、ロールズは、自然本性的な関係観を全面的に否定しているわけではないということである。卒業論文における課題は、さまざまな関係を、それぞれ正しい関係観にしたがって理解することである。ロールズは、倫理学や神学における諸関係の説明は、人格的で共同的な関係観がふさわしいものであると考える。

ロールズは、自然本性的な関係があらゆる関係に適用された宇宙を「自然本性的コスモス」(natural cosmos)と呼び、その立場を「自然主義」(naturalism)と呼ぶ。この立場に基づく倫理学は、人間の欲求を適正な対象物や最終目的に向かわせることに関心を持つ [BI : 120]。自然本性的な関係において、「対象物は人格としての我々に対して常に重要性のないものである。つまり、普通、一方は意識を備えておらず、無意識で、常に非人格的なもの」である [BI : 115]。しかし、人びとの間で生じる関係はこのようなものではない。ロールズは、自然主義的には説明し尽くせないものとして個性やコミュニティを挙げ、そこで生じる関係は、「それぞれの場合で唯一無二であり、交換不可能という特徴を有する」と考える [BI : 117]。

ロールズによれば、コミュニティに属し、また、コミュニティの成員であるということこそが「人間

に特有なことであり、人間と自然の被造物(creatures)を区別」する理由となる [BI : 112]。このように人間がコミュニティに属し、コミュニティの内部で結ぶ関係は「共同的な関係」と呼ばれる。

第3項：人格と人格の間の捉え方

本項では、第2項で示された関係の諸相を明らかにしたい。

ロールズは、〈人間とは何であるか〉と問い、「人間とは共同的な存在であり、それゆえ、個性を所有する」存在であると述べる [BI : 121]。人間は、神によって「コミュニティのために造られたのであり、コミュニティに必然的に関わる個性」であるがゆえに、言い換えれば、共同的な存在であるがゆえに、神や天使、同胞、時には悪魔や墮落した天使とも関係する契機を持つ [BI : 121]。

では、人間と神の関係とはいかなるものなのか。ロールズは、各人は神に似せられているがゆえに、道徳的存在であると考え。なぜなら、神に似せられたその姿は、神との関係に応答し、信仰することを可能にする。そして、信仰を通して関係を結ぶことは人間の責務であり、その責務を果たすことで道徳的存在となる。人間は、本来的に共同的な存在であるがゆえに、神との関係から逃れることはできず、責務を負った存在として、また、それを果たす道徳的存在として提示される [BI : 121-122]。

上述の考察は、人びとがコミュニティに統合されることで人格となるという考えに発展する。人間は、コミュニティ内部の他者に依存した存在であり、コミュニティにおいて生きるためにはコミュニティを維持するという責務の履行と、相互扶助による共生を作り出す必要がある [BI : 126-127]。コミュニティとは、神への信仰を通して成立するものであり、ここにおいて、他者との関係を可能にし、自身の人格形成の基盤となるものである。

ロールズは、この関係観の意義を以下のように打ち出す。

個人とは単なる個人ではなく人格であり、また、社会とは個人の集団ではなくコミュニティであるということが理解されねばならない。〔……〕コミュニティから自由な独立した個性のようなものは存在しない。さらに、コミュニティそれ自体は個性を吸収するのではなく、個性を創出

し、維持するものである。[……]／人間は本性的に人格的で共同的であるがゆえに、倫理学はその共同性(communality)を扱わなければならない [BI : 128]。

第2節：政治的リベラリズムにおけるコミュニティ

第1項：正当化と公共的理性

本節では、前節までの卒業論文におけるコミュニティとの対質を目的として、後期ロールズの政治的リベラリズムにおけるコミュニティを検討する。本項では、ロールズが政治的リベラリズムの中で、「正当化」(justification)についていかに考えていたかを概観したい。

『正義論』(A Theory of Justice)において、正当化は以下のように説明される。

ある人に対して一つの正義の構想を正当化するのは、その人と我々が共に受け入れている前提に基づいて当該の原理を相手に証明すること、したがってこれらの原理は結局のところ我々の熟考された判断と適合するのだと証明することを理想とする [TJ = TJr : 580-581 = 508 (764-765)]。

このような「共に受け入れている前提に基づいて」他者に対して行う正当化は、後期では「公共的」正当化と呼ばれ、『正義論』での基本スタンスは保持されている。そして、この公共的正当化の一つに、公共的理性によるものがある。

公共的理性は、自由で平等な市民の理性であり、憲法の本質的要素や基本的正義の問題を扱うものである。そして、様々な正義の政治的構想を用いた正当化を目指すという点において、「公共的」と言われる [PL : 213 and LP : 133 (195-196)]。ここにおいて、公共的理性の内容は、ただ一つの構想だけでなく、規定されるのではなく、正義に関する複数の政治的構想により、公共的に与えられるということを意味する。つまり、公共的理性とは、「根本的な政治的問題について議論するに際し、[各人が自身の]これら政治的構想の一つに訴えかけること——すなわち、そうした構想の理想や原理、規準や価値に訴えかけること」を要請する [LP : 143-144 (208)]。

こうして、包括的教説を保持しながら公共的理性に従うことで、「市民が互いに、いわば自分がどこの出であるかということと、自分がどのような基礎に基づいて公共的な正義の政治的構想を支持しているかということを知らせ合う」ことを通して合意形成が可能となる [JF : 90 (160)]。先述の通り、公共的正当化では、他者に対する正当化が求められる。「適切な政治的理由を提示せよ」という条件は「付帯条件」(proviso)と呼ばれ [LP : 152 (221-222)]、この条件が満たされる限りにおいて、市民が宗教的教説や世俗的教説のいずれを持ち込んでも公共的理性それ自体の正統性を崩すことはなく、むしろ正当化を強固にするとと言える⁸⁾ [LP : 153 (223)]。

一方で正当化は、自分自身にも差し向けられる [TJ = TJr : 580-581 = 508 (746-765)]。正当化に向かう推論は、ロールズが「反照的均衡」(reflective equilibrium)と呼ぶものを通して、自らの判断や原理導出時の条件を修正しながら行う。反照的均衡は、「最終的に我々の原理と判断とが適合し合っているから〈均衡〉なのであり、どのような原理に判断を従わせたのか、および原理を導き出した前提が何かを知っているのだから〈反照的〉と名付けられる」 [TJ = TJr : 20 = 18 (29)]。

後年、反照的均衡は「狭い反照的均衡」(narrow reflective equilibrium)と「広い反照的均衡」(wide reflective equilibrium)に区別される [JF : 30-32 (52-55)]。「狭い」反照的均衡は、原理導出に際して原理やその条件、自らの判断との間のみに整合性のある状態であり、「広い」反照的均衡は、それらに加えて、公共的な視点との整合性を模索し、人びとがそれぞれの視点から同一の地点に到達した状態を指す。この反照的均衡は、個人内の整合性から協働的な整合性へと展開していると捉えることができよう。

この公共的理性に依拠した一連の公共的正当化は、社会原理を導出する基盤となる正義の政治的構想の合意形成を目的としている。そしてこの合意が「重なり合う合意」と呼ばれる。

第2項：重なり合う合意の形成過程における人びとの関係

『政治的リベラリズム』では、所与の社会には様々な教説が存在する「穏当な多元性の事実」(the fact of reasonable pluralism)があるとされる [PL :

36-37]。ここでは、政治的合意をめぐって特定の教説に依拠することはできず、それらから独立して形成されたもののみが正統性を持ちうる [PL : 135]。

では「正しさ」を設定する政治的権力は誰が持つのか。それは集合体としての市民である。政治的権力の適正さは、共通の人間理性によって受け入れ可能な上位の原理や理念の観点から得られるものであり、この見解は公共的理性や公共的正当化を前提としている [PL : 137]。原理やその基礎となる政治的構想の安定性は、道徳的で合理的、自由で平等な市民が公共的に受け入れ可能なものの上に、つまり公共的理性の上に成立する必要がある [PL : 150-151]。公共的理性が基礎となることで、包括的教説を保持しつつ、市民はそれぞれの観点から合意形成に向かうことが可能となる。

ロールズは、公共的理性を基礎にした重なり合う合意は「暫定協定」(modus vivendi)とは異なると考える。暫定協定は、例えば、複数の国家間で何らかの目的を達成するために、公算を考えることで結ばれる。その際、各国家は目的を達成するために相手国を犠牲にしながら、諸条件を変更しながら協定を結ぶのが一般的である。重なり合う合意は、暫定協定とは異なる三つの特性を持っている。それは、第一に、合意の目的である正義の政治的構想はそれ自体が道徳的な構想であるということ、第二に、道徳的な構想は道徳的な根拠に支えられているということ、そしてこれら二点は、第三の特性である安定性に繋がる [PL : 147-148]。この三つの特性が支持される限り、正義の政治的構想は政治的権力の付置の変化に関わらず支持され続ける。

ロールズは合意に関して二つの段階を描く。第一の段階である「立憲的合意」(constitutional consensus)においては、人びとは単に原理を受け入れているだけで、その合意は社会や人格の構想、公共的な構想に支えられていない状態にある。一方で、基本的な原理を満たした憲法は、社会の中の政治的対立を緩和する民主的な手続きを確立している。つまり、立憲的合意では、「何らかの基本的な政治的な権利や自由に基づいた合意」がある一方で、「リベラルな原理を抱く人びとの間で、これらの権利や自由のより正確な内容や境界についての不一致がある」 [PL : 159]。このような極めて暫定協定に近い立憲的合意を「安定した立憲的合意」にするために、ロールズは三つの要請をする [PL : 161-163]。第一は、穏当

な多元性の事実の考慮である。これによって基本的な権利や自由の内容を模索する政治的議論が展開できる。第二に、公共的理性の要請である。これによって公共的な探求のガイドラインが与えられる。第三に、これら二つを組み込むことで、政治的生活における「協働的徳」(cooperative virtues)を促進することである。これによって全員が公共的に合意を受け入れる基盤が与えられる。このようにして暫定協定に近い立憲的合意は、少しずつ安定した立憲的合意へと変化していく。

第二の段階である重なり合う合意は、安定した立憲的合意を深さ、広さ、明確さの視点から追求することで到達する。ロールズはそれぞれを以下のように述べている。

簡潔に私が「重なり合う合意の深さと広さ」、そして重なり合う合意の焦点の明確さと呼ぶものについて述べる。それはいわば、合意は各市民の包括的教説にどれほど深く根ざしているか、合意が適用された制度はどれほどの広がりを持つのか、構想はどの程度の明確さで合意されるのか、ということである [PL : 149]。

ここにおいて、深さの要請から、人びとは政治的議論の公共的フォーラムに参入し、共通の視点に根ざしながら、同じ包括的教説を共有しない他者に対して自身の考えを訴えなければならない。ここで合意される政治的構想は「議論における共通の通貨を与え、各集団が支持する原理や政策の意味や含意を説明するためのより深い基礎」を提供する。 [PL : 165]。

さらに広さの要請から、合意される構想は良心の自由や思考の自由、結社の自由や移動の自由、さらに、政治的生活や社会的生活に参加するためにすべての市民の基本的なニーズを満たすことを保証する内容を射程に入れていなければならない。こうして人びとは、一貫して整合的な方法の中で自身の見解を説明するために、「ひとつの全体としての基本構造を覆う広い政治的構想の発展」に向かう [PL : 167]。

最後に明確さの要請から、合意される構想は「立憲政体の民主的な公共的文化」(=付帯条件を満たすという文化)の中に基礎づけられた基本的観念と各人の利害関心の対立の解消を含むものでなくてはならない [PL : 168]。

このように重なり合う合意は、市民が政治的な協働を続ける過程で、「次第に、互いに対して信頼や信用を増大」させながら形成されるものであり〔PL：168〕、重なり合う合意における政治的構想は、市民がそれに従って行為することを可能とする立脚点を与える。このようにロールズは、重なり合う合意における政治的構想の受容を、折衷でも暫定協定でもない、各々の視点から到達可能な合意として描く⁹⁾。

第3節：関係観の連続性・不連続性および今後の課題

第1項：連続と不連続

卒業論文におけるコミュニティ観では、神との関係の中で人間は本性的に共同的な存在であり、唯一無二の人格間での関係が描かれる。これに対して、後期ロールズにおけるコミュニティ観では、穏当な多元性の事実の下、異なる包括的教説を有しながらも公共的理性を通して、政治社会を成り立たせる関係が描かれている。前者においては、神の下で他者と接することで生じるコミュニティが論じられ、後者においては、政治的な合意形成を目指して成り立つコミュニティが論じられていると言えよう。

本稿の分析で浮かび上がる連続性はコミュニティ観の構造にある。卒業論文においては、神との人格的で共同的な関係があるがゆえに、人間は、本来的に他者に関わるべき存在であった。この点は後期ロールズにも通じる点がある。というのも、重なり合う合意は公共的理性を基礎にして形成しなくてはならないものであり、人びとは公共的理性からの出発を要請され、この公共的理性は他者との関係の起点を作り出すものとして位置づけられている。言い換えれば、卒業論文では神を通して、政治的リベラリズムでは公共的理性を通して、人びとは関係を結び、コミュニティを形成するようになる。つまり、ロールズのコミュニティ観においては、人びとの紐帯となる何らかの契機が措定されているという連続性が浮かび上がる¹⁰⁾。

構造がパラレルであるとはいえ、関係の紐帯が神であるか公共的理性であるかという点は、その意味に決定的な違いをもたらす。ロールズは以下のように述べる。

公共的理性においては、真理や正しさについて

の包括的教説は市民それ自体に差し向けられた、政治的に道理に適うものの観念に取って代わられる〔LP：132 (193)〕。

「真理や正しさ」は、卒業論文では神が、後期ロールズではその一つとして付帯条件が担うことになる。前者では、超越的存在がコミュニティの存在を担保し、これを人間にとっての絶対的な与件として捉えていた。しかし、後者では、穏当な多元性の事実の下で〈真理〉を用いることはできず、コミュニティはもはや「政治」という言葉の範囲内でのみ実現可能なものとなり、他者との協働的な正当化がコミュニティ維持の重要な位置を占めている。

この不連続性は、他者との関係を示す語にも反映されていると考えられる。卒業論文では「共同的」(communal)といった語が用いられる一方、政治的リベラリズムでは「協働的」(cooperative)といった語が用いられていた。後者では、コミュニティを成立させるための協働的な関係に強調があると言えよう。いわばこの不連続性は、卒業論文における特定の宗教観の下での関係と、政治的リベラリズムにおける合意形成を目指した関係との、他者の意味や役割の違いから導かれるものであると考えられる。

第2項：今後の課題

本稿は、卒業論文と後期ロールズのコミュニティにおける人びとの関係観の連続性・不連続性を検討してきた。この結論から言えるのは、ロールズは卒業論文においても、また、政治的リベラリズムにおいても、決して個人主義を称揚する議論を展開しているわけではないということである。また、人びとが関係を結ぶためには何らかの紐帯が必要であり、神か公共的理性のいずれに依拠するかという違いはあるにせよ、ロールズが積極的に人びとを関係付けようとしていることが導かれた。

最後に、筆者の関心でもあるシティズンシップ教育との関わりも含めながら、簡潔に今後の課題を示して本稿を閉じたい。第一に、ロールズにおける他者の位置づけは、彼の哲学を理解する上で重要な論点である。例えば、人びとの関係が形成されると考えられる反照的均衡において、「〔我々の〕熟考された判断は、固定された入力信号ではなく、絶え間ない修正に開かれたものである」〔Scanlon (2003)：152〕。ここには他者との関係の中での対立と宥和に

よる自己の判断の修正可能性が示唆される。このような修正をもたらす他者の位置づけの検討は、シティズンシップ教育における熟議と自己変容の議論に寄与することが期待される。

第二に、公共的理性の射程を確定する必要がある。ここでは、その「公共的」という言葉によって引かれる境界線の存在が示唆される。後期ロールズにおいて、合意可能性や協働可能性の限界はどの程度のものであるだろうか。価値多元的な社会におけるシティズンシップ教育では、(異質な)他者との関係が重要な意味を持つ。ここにおいて求められものは、公共的理性それ自体の多様性に対する合意なのではないだろうか¹¹⁾。こうした検討をロールズ哲学から導くことで、公共のフォーラムにおける議論の一つである教育におけるリベラリズムの再構築に繋がる事が期待される。

文献

- Cohen, J. and Nagel, T. 2009. "Introduction", in J. Rawls, 2009, *BI*.
- 福間聡 2007. 『ロールズのカント的構成主義——理由の倫理学』、勁草書房。
- Gregory, E. 2007. "Before the Original Position: The Neo-Orthodox Theology of the Young John Rawls", *Journal of Religious Ethics*, Vol. 35, Issue 2, pp. 179-206.
- Habermas, J. 2010. "The 'Good Life' — A 'Detestable Phrase': The Significance of the Young Rawls's Religious Ethics for His Political Theory", translated by C. Cronin, *European Journal of Philosophy*, Vol. 18, No. 3, pp. 443-454.
- 川本隆史 2005. 『ロールズ——正義の原理 [新装版]』、講談社。
- Rawls, J. 1971, 1999. *A Theory of Justice*, revised edition, Harvard University Press (『正義論 [改訂版]』、川本隆史他訳、2010年、紀伊國屋書店)。[*TJ* = *TJr*]
- 1993, 2005. *Political Liberalism*, expanded edition, Columbia University Press. [*PL*]
- 1997. "The Idea of Public Reason Revisited", in J. Rawls, 1999. *The Law of Peoples with "The Idea of Public Reason Revisited"*, Harvard University Press (『公共的理性の概念・再考』、『万民の法』、中山竜一訳、2006年、岩波書店)。[*LP*]

- 2001. *Justice as Fairness: A Restatement*, E. Kelly (ed.), Harvard University Press (『公正としての正義——再説』、田中成明他訳、2004年、岩波書店)。[*JF*]
- 2009. *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith with "On My Religion"*, T. Nagel (ed.), Harvard University Press. [*BI*]
- Reidy, D. 2010. "Rawls's Religion and Justice as Fairness", *History of Political Thought*, Vol. 31, No. 2, pp. 309-344.
- Scanlon, T. 2003. "Rawls on Justification", in S. Freeman (ed.), *The Cambridge Companion to Rawls*, Cambridge University Press.
- 田中将人 2010. 「ジョン・ロールズの社会観(1)——現実主義的ユートピアの生成」、『早稲田政治公法研究』、第93号、13-26頁。
- Weithman, P. 2012. "On John Rawls's *A Brief Inquiry into the Meaning of Sin and Faith*", *Journal of Religious Ethics*, Vol. 40, No. 4, pp. 557-582.
- 谷澤正嗣 1995. 「ジョン・ロールズの重層的コンセンサスの概念——政治的理性批判の可能性」、『早稲田政治経済学雑誌』、第324号、278-312頁。

注

- 1) 引用について、邦訳があるものは一部修正を施し、邦訳がないものは拙訳を用いた [原書頁 (邦訳頁)]。
- 2) ロールズの生涯や彼の哲学については川本隆史 (2005) が詳しい。
- 3) 「コミュニティ」という語で実体的な共同体を想定しているわけではない。本稿では、コミュニティを人格が関係を結ぶ中で成立するより広範な概念として捉えている。
- 4) 先行研究としてE. Gregory (2007) やJ. Habermas (2010)、D. Reidy (2010)、田中将人(2010)、P. Weithman (2012) などが挙げられる。
- 5) ロールズの倫理学的的方法論は、力点に変化がありながらも、生涯を通して同型が保持されている。この議論は福間聡 (2007) が詳しい。
- 6) 関係を混同した哲学者としてプラトンやアリストテレス、アキナス、アウグスティヌスの名前が挙がる。P. Weithman (2012) は、ロールズのアウグスティヌスおよびアキナスの誤読を指摘し、後年ロールズもそれに気が付いたのではないかと論じている。
- 7) この上で卒業論文では、タイトルの通り「罪と信仰の意

味]が検討される。本稿では、罪と信仰の考察は対象外としているが、これらがコミュニティを軸に語られている点は重要である。簡潔に記せば、罪はコミュニティを破壊し否認することで孤立することであり [BI : 12]、また、信仰はコミュニティに適切に結合され関係付けられた人格の内的状態として定義される [BI : 113 and 125-126]。この議論はD. Reidy (2010) が詳しい。

- 8) 政治的構想や原理を正当化する権力の世俗化は「市民社会の世俗化と混同されるべきではない」[Habermas (2010) : 443]。公共的正当化においては、正当化自体は世俗化=公共化されているものの、両立可能な限りで宗教的教説が導入可能であるという点で、それは宗教

的教説それ自体の世俗化を意味しない。

- 9) 谷澤正嗣 (1996) は暫定協定から立憲的合意へ、さらにそこから至る重なり合う合意を「歴史的・文化的な生成物」と捉え、安定状態を指す観念として重なり合う合意を描く。
- 10) ハーバーマスの「道徳的な責任のある諸人格のコミュニティのトリアディックな構造は、宗教から合理的な道徳性へと変遷することで変わらないままとされている」と指摘し、紐帯を『正義論』における「原初状態」に見出している [Habermas (2010) : 449]。
- 11) ロールズは公共的理性の内容が「ただ一つの構想だけがそれを規定するわけではない」と述べている [LP : 140-141 (205)]。